

第28回米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心対策連絡会の概要

○開催日時 令和3年9月21日（火）

○場 所 書面による説明

○近畿中部防衛局からの説明

I 経ヶ岬通信所における状況等

- (1) 隊舎入居に係る状況
- (2) 三角地の整備
- (3) 交通事故の状況等

II 住民の安全・安心

- (1) 交通安全に対する取組
- (2) 交通誘導及び巡回警備
- (3) 水質調査及び藻場分布状況の確認

III 日米交流及び地域振興策の状況

- (1) 日米交流等
- (2) まちづくりへの支援

IV その他

- (1) 日米共同基地警備訓練
- (2) 小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について
- (3) 近畿中部防衛局広報誌
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策

○出席者の意見等の概要

(1) 隊舎入居に係る状況

【意見要旨】

- ・ 通勤途上の事故防止にも繋がる米軍人の通信所への速やかな入居に努めるとともに、大型車両の通行等が伴う入居作業においては、地域住民の生活環境に最大限配慮いただきたい。（京都府）
- ・ 隊舎入居については、今回は「夏後半を目標」とされていたが、何が原因で入居が遅れているのか明確な説明を求めるとともに、現時点で想定される入居時期の説明を求める。（京丹後市）
- ・ 入居時期については、何度か後ろ倒しとなっており、この様子では来春頃の入居になるのではないかと。いずれにせよ、事前に入居の情報提供をする必要があるため、入居時期を示していただきたい。（地域住民代表）

【説明要旨】

- ・ 米側からは、通信所内の食堂やメンテナンス業者などの生活関連施設の運営に係る契約手続やスタッフの確保に係る調整に時間を要しており、現時点では、入居の具体的な時期を示すことは困難であるが、お知らせ可能な時期が来たら改めて連絡する予定と聞いている。

近畿中部防衛局としては、引き続き、可能な限り速やかな入居の実現を促すとともに、入居に係るスケジュール等の情報について、適宜地元の方々に共有する。

また、現時点において、入居作業に伴う大型車両の使用見込みは明らかではないが、作業の実施に当たっては、地域住民の生活環境に配慮されるよう米側に伝える。(近畿中部防衛局)

(2) 三角地の整備

【意見要旨】

- ・ 通信所への円滑な車両入門を確保するためにも、早期に三角地を整備いただきたい。(京都府)
- ・ 三角地の整備については、これまでは米側の予算措置がなされていないとの説明であったが、今回は「現在設計中」と説明されている。設計の内容及び現時点における整備スケジュールについて説明を求めるとともに早期の整備をお願いしたい。(京丹後市)
- ・ 三角地の活用計画の進捗について教えていただきたい。(地域住民代表)

【説明要旨】

- ・ 三角地における進入路等の整備については、現在、米側において設計を行っているところであり、現時点において整備の具体的な時期をお示しすることは困難と聞いている。近畿中部防衛局としては、引き続き、早期の整備実現を促すとともに、整備に係る情報共有に努める。(近畿中部防衛局)

(3) 交通事故の状況等

【意見要旨】

- ・ 交通事故に対する効果的な未然防止策を講じるとともに、通信所の米軍関係者への継続的な交通安全教育を徹底いただきたい。また、地域の交通安全の確保に必要な情報については、迅速かつ適切に提供いただきたい。(京都府)
- ・ 野生動物の目撃情報の報告については、安全安心の取組を継続していただいていることに感謝申し上げます。今後も米側・地元側から寄せられた情報の共有について継続的に取り組んでいただくとともに、引き続き、交通安全の徹底を図っていただきたい。(京丹後市)
- ・ 冬季に向けて、今後の交通安全講習会の予定等があれば、説明願いたい。(京丹後市)

【説明要旨】

- ・ 近畿中部防衛局としては、交通安全について、これまで機会あるごとに、米軍に対して注意喚起を行うとともに、交通安全講習会の実施、交通安全マップ及びポスターの作成・配布など、各種施策に取り組んできており、引き続き、交通事故の未然防止に努めてまいります。
- ・ 地域の交通安全の確保に必要な情報の提供については、野生動物の目撃情報などの情報に接した場合には、地元と米軍との情報交換に取り組むなど、引き続き、適切に対応してまいります。
- ・ 冬季の交通安全講習については、降雪期前に開催したいと考えているところ、新型コロナウイルスの感染状況に留意しながら調整していきたい。(近畿中部防衛局)

【意見要旨】

- ・ 今回、報告のあった交通事故4件について、地域に迷惑をかけるような事故ではなかったのかを確認させていただきたい。(京都府)
- ・ 発生件数の報告については、第25回連絡会で確認されたルールに基づいた情報提供に努めていただきたい。(京丹後市)

【説明要旨】

- ・ 今回報告した米軍関係者による交通事故については、米軍が被害を受けた物損事故2件を含め、4件の物損事故が発生しているが、当該事故は、地域の方々にご迷惑をお掛けするような事故ではなかったと承知している。
- ・ 近畿中部防衛局としては、米軍関係者による交通事故に関する情報提供について、第25回の安全・安心対策連絡会でお示した考え方を基本として関係者へ情報提供を行っているところであり、引き続き、適切に対応してまいります。(近畿中部防衛局)

(4) 水質調査及び藻場分布状況の確認

【意見要旨】

- ・ 通信所からの排水開始後における周辺環境への影響に十分配慮するとともに、地元住民からの要望を踏まえ、浄化槽の管理及び周辺海域の海水の水質調査及び藻場分布状況の確認等について、適切に対応いただきたい。(京都府)
- ・ 米側による浄化槽の保守点検・水質検査の実施状況及び近畿中部防衛局による7月の海水水質調査及び藻場分布調査の結果について説明願いたい。今後調査結果が出る場合は、適切な時期に地元説明を行い、地元の住民生活に影響のないよう万全の配慮をいただきたい。(京丹後市)

【説明要旨】

- ・ 米側においては、日本で一般的に行われている管理と同様に、排出水の定期的な水質検査を含め、適切な管理を行うと承知しており、その結果の共有について調整を行っているところである。
また、近畿中部防衛局が実施した海水の水質調査及び藻場分布状況の確認については、結果を取りまとめ次第、安全・安心対策連絡会で説明を行うなど、適切に情報共有を図る考えであり、排出開始後2回目の調査の実施時期については、浄化槽の稼働状況及び地元の意見を踏まえつつ、検討してまいります。
いずれにせよ、安全・安心の確保に向け、地元の意見を踏まえ、引き続き誠実に対応していく必要があると認識している。(近畿中部防衛局)

(5) 日米交流等

【意見要旨】

- ・ 地元の要望を聞きながら、引き続き、積極的に適切な形での交流事業を企画・実施いただきたい。(京丹後市)
- ・ 防衛省が主催する日米交流事業のみならず、これまで、地域が計画する祭りやスポーツ競技への参加

を通じて交流が図られてきたが、コロナ禍でままならず大変残念である。感染状況が改善されれば、また地域の方からも声掛けをしたい。(地域住民代表)

- ・ 棚田でのイベントなど単発のものではなく、地元と米側が長く一緒にできることや地元の既存施設を活用して広く人が集まるようなことを企画してもらいたい。基地周辺のランニングや小学校での「おはよう運動」や行事への参加などを通して、米側の姿を見て慣れる機会が必要と考える。(地域住民代表)

【説明要旨】

- ・ 現状、防衛省においては日米交流事業の実施を見合わせており、また、各地域でもイベントの開催を控えざるを得ず、これまでのように日米の交流機会を創出できないのは残念である。
そのような中でも、米側においては、感染防止に留意しながら、地域の一員として、積極的に各種ボランティア活動を続けており、当局としても敬意を持っている。
今後、感染状況が改善されれば、関係者の意見を聞きながら日米交流事業を企画したいと考えており、また、地域の方からも交流を持ち掛けていただければ幸いである。(近畿中部防衛局)

(6) 日米共同基地警備訓練

【意見要旨】

- ・ 今後も、米軍経ヶ岬通信所での訓練(日米共同訓練含む)を実施する場合は、例年実施している訓練であっても、地元住民等へ事前に丁寧な説明を、引き続き要請する。(京丹後市)
- ・ 特に、空包や銃火器を使用する場合、及び訓練内容に変更が生じた場合には、地元が不安を抱かないように万全の配慮をするとともに、速やかな情報提供を要請する。(京丹後市)

【説明要旨】

- ・ 近畿中部防衛局としては、経ヶ岬地区における自衛隊及び米軍の訓練情報に接した場合には、当該訓練の内容等を踏まえ、所要の地元説明を実施するとともに、住民生活に配慮を払いつつ訓練が行われるよう調整していく。(近畿中部防衛局)

(7) 小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

【意見要旨】

- ・ 今回、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地は、全国53の施設・区域の一つとして、小型無人機等飛行禁止法における、対象防衛関係施設に指定された(米軍経ヶ岬通信所は指定済み)が、全国の防衛関連施設の指定の状況について説明を求めるとともに、先ずは、指定に関する基準等をお示しいただきたい。(京丹後市)
- ・ 指定されたことについての地元等へどのような説明をされたのか。(京丹後市)

【説明要旨】

- ・ 防衛省は、小型無人機等飛行禁止法の規定に基づき、全国の自衛隊施設及び在日米軍施設・区域について、必要性を精査の上、順次、対象防衛関係施設の指定を行っており、令和元年6月から現在までに、

約120施設について当該指定を行っている。今般、令和3年8月の指定に当たり、自衛隊施設については、教育訓練等を行う飛行場施設、陸上自衛隊の師団・旅団の司令部が所在する駐屯地及び航空自衛隊レーダーサイトを対象とした。

また、今般の航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の指定については、地元区長等にお知らせするとともに、広報誌「経ヶ岬通信所だより」に記事を掲載して周知を図っている。(近畿中部防衛局)

(8) 新型コロナウイルス感染症対策

【意見要旨】

- ・ 通信所の米軍関係者における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、引き続きの徹底・強化に努めていただきたい。(京都府)
- ・ 通信所の米軍関係者における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、引き続きの徹底・強化に努めていただきたい。また、発生時の対応についてはこれまで通り迅速な情報提供をお願いしたい。(京丹後市)

【説明要旨】

- ・ 在日米陸軍においては、ワクチン接種後においても、マスク着用の徹底など、個々人が遵守すべき衛生要件を定めて、感染予防の徹底を図っているところと承知しているが、当局としても、引き続き、米軍と京都府の保健所や京丹後市との連携が円滑に行われ、感染予防策が万全となるよう可能な限りの支援をしていきたい。(近畿中部防衛局)

(9) 重要土地等調査法

【意見要旨】

- ・ いわゆる「重要土地等調査法」が来年9月から全面施行となるが、今後とも前広に進捗関係の必要十分な情報を提示いただくとともに、地域住民の不安につながらないよう万全の配慮と、地域からの意見聴取の機会の確保を是非お願いしたい。(京丹後市)

【説明要旨】

- ・ いわゆる重要土地等調査法については、現在、同法を所管する内閣官房において、基本方針の策定等に取り組んでいるところ、防衛関係施設、海上保安庁の施設及び重要インフラといった重要施設に係る注視区域等の指定については、法施行後に設置される「土地等利用状況審議会」の意見を聴取して決定することとされており、現時点では、その数や指定時期も含め、決まっていないと承知している。

いずれにせよ、同法に基づく措置について地元の関心が高いことを踏まえ、近畿中部防衛局としても可能な範囲で情報共有を継続しつつ、地元の状況について、防衛本省にしっかりと伝えてまいります。(近畿中部防衛局)

以上